

第 5497 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月27日 月曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雇用促進税制の改正

Q：雇用促進税制が改正されたと聞きましたが、どのようになったのですか？

A：特定地域内の事業所に限定されました。

【解説】

雇用促進税制とは、青色申告書を提出する法人及び個人（法人等）に適用される制度で、雇用者数が5人（中小企業は2人）以上増加し、かつ、雇用増加割合が10%以上等の要件を満たす法人等については、適用年度における法人税の額（個人事業者の場合は所得税の額）から雇用者増加数1人当たり40万円を控除してくれるという制度ですが、平成28年度の税制改正において、次のように改正されることとなりました。適用開始は、平成28年4月1日開始事業年度からです。

①対象となる社員の数

これまでは、正社員か非正規社員かを問いませんでしたが、改正後は、無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定されることになりました。

②対象となる地域

これまでは、対象地域を問いませんでしたが、改正後は雇用環境の悪い地域（同意雇用開発促進地域）に限定されることとなりました。同意雇用開発促進地域は、厚生労働省のサイトで確認できますが、平成28年5月1日現在、全体で28道府県、102地域に留まっています。東京や大阪、名古屋などには対象となる地域はありません。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

